宍粟市水道事業給水条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和６年３月22日

宍粟市長　福　元　晶　三

宍粟市規則第28号

宍粟市水道事業給水条例施行規則の一部を改正する規則

宍粟市水道事業給水条例施行規則（平成17年宍粟市規則第154号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改　正　前	改　正　後
（水道職員証） 第25条　条例及びこの規則により職務を執行する職員は、水道職員証（様式第16号）を常時<u>所持</u>しなければならない。	（水道職員証） 第25条　条例及びこの規則により職務を執行する職員は、水道職員証（様式第16号）を常時<u>携帯</u>しなければならない。
備考　この表において、下線を付した部分は改正箇所を示す。	

様式第16号を別紙のように改める。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

別紙

様式第16号（第25条関係）

（表）

第　　号

写　真

水　道　職　員　証

所　属

職氏名

（　　年　　月　　日生）

年　　月　　日発行

宍粟市長　　㊞

（裏）

1　本証は、宍粟市水道事業給水条例及び同施行規則により職務を執行するときは、必ず携帯しなければならない。

2　本証は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3　本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

4　本証は、水道職員でなくなったときは、返還しなければならない。